

【 手術 】**２８２ 網膜裂孔に対する網膜光凝固術のその他特殊なものの算定について****《令和６年８月３０日》****○ 取扱い**

網膜裂孔に対するK276 網膜光凝固術「２」その他特殊なものの算定は、原則として認められない。「１」通常のもの算定とする。

○ 取扱いを作成した根拠等

網膜裂孔は、眼球外傷や加齢等、様々な要因により網膜の一部に穿孔や裂け目が生じる病態である。また、裂孔原性網膜剥離は、網膜裂孔周囲の神経網膜が色素上皮から剥離した病態である。

K276 網膜光凝固術「２」その他特殊なものについては、厚生労働省通知※に「裂孔原性網膜剥離、円板状黄斑変性症、網膜中心静脈閉鎖症による黄斑浮腫、類嚢胞黄斑浮腫及び未熟児網膜症に対する網膜光凝固術並びに糖尿病性網膜症に対する汎光凝固術を行うことをいう。」と示されており、網膜裂孔では上記手術の要件に合致しない。

以上のことから、網膜裂孔に対するK276 網膜光凝固術「２」その他特殊なものの算定は、原則として認められず、「１」通常のもの算定が妥当と判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について